

出場停止の消化に関するルールの変更

28/62

◆出場停止の消化に関するルールの変更

(懲罰規程[別紙2]第2条～11条、特に第4条)

＜概要＞

退場による出場停止処分の扱いについて (第4条)

【現行】 大会に関係なく次の公式試合に適用



【変更後】 同一大会における次の試合に適用

(変更の理由)

- 世界的に見て、同一大会での消化が主流(FIFA、AFCその他主要国で採用)
- 複数の大会をまたぐ現行ルールは懲罰管理が困難

29/62

2-1. 出場停止の消化に関するルールの変更

(懲罰規程[別紙2]第4条)

現行	変更後
<p>〔退場による公式試合の出場停止処分の消化対象試合について〕</p> <p>第4条 退場による公式試合の出場停止処分を受けた選手等は、出場停止処分を受けたチームが出場する<u>直近の、日本サッカー協会、地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会が主催する競技会の試合において</u>、その処分を消化するものとする。</p> <p>ただし、処分が複数の試合にまたがる場合は、順次その次の試合において消化する。</p>	<p>〔退場による公式試合の出場停止処分の消化対象試合について〕</p> <p>第4条 退場による公式試合の出場停止処分は、<u>同一競技会における直近の試合に適用されるものとする</u>。処分が複数試合の場合、順次、当該同一競技会におけるその次の試合において適用されるものとする。</p>

30/62

2-1. 出場停止の消化に関するルールの変更

例：

◆現行ルール

J1リーグ戦 9/28	J1リーグ戦 10/5	ナビスコ杯 10/12	天皇杯 10/16	J1リーグ戦 10/19	J1リーグ戦 10/27	ナビスコ杯 11/2	J1リーグ戦 11/10
3試合の 出場停止	× 1	× 2	× 3	○	○	○	○

◆新ルール

J1リーグ戦 9/28	J1リーグ戦 10/5	ナビスコ杯 10/12	天皇杯 10/16	J1リーグ戦 10/19	J1リーグ戦 10/27	ナビスコ杯 11/2	J1リーグ戦 11/10
3試合の 出場停止	× 1	○	○	× 2	× 3	○	○

→ シンプル！！

31/62

◆その他関連の変更

- ✓ 出場停止が大会内で消化しきれない場合(大会の終了/敗退)

⇒ 「次の公式試合」に適用される (第6条)
- ✓ 上記の場合、移籍の場合など、大会間の伝達が必要な場合

⇒ 伝達責任は当事者(選手/当該チーム)にある (第6、7条)
- ✓ 複数チーム(選抜チームなど)での出場に関する出場停止

⇒ 複雑な現行ルールを廃止。上述の「同一大会での適用」の原則をシンプルに適用する (第9条)

32/62

(懲罰規程[別紙2]第9条)

現行	変更後
<p>[複数のチームで競技会に出場する場合の退場による公式試合の出場停止処分の消化]</p> <p>第8条 選手等が、退場による公式試合の出場停止処分を受けたチームでその処分を消化し切れないまま、処分を受けたチーム以外のチームにおいて試合に出場しようとする場合には、未消化分の試合数については引続き出場停止の効力が残存するものとする。 ただし、退場による公式試合の出場停止処分が1試合の場合は、未消化であっても処分の効力は消滅し処分を受けたチーム以外のチームの試合に出場することができる。</p>	<p>[複数のチームで競技会に出場する場合の退場による公式試合の出場停止処分の消化]</p> <p>第9条 選手等が、複数のチーム(選抜チームや年齢制限付チーム等)にて競技会に出場する場合も前各条が適用され、出場停止処分は同一競技会にて順次消化されるものとする。この場合、一方のチームの選手として受けた出場停止処分は、当該チーム以外のチームの出場には影響しないものとする。</p>
<p><処分消化事例一覧></p> <p>((表))</p>	<p><表⇒削除></p>

32/62

例:

◆現行ルール

	県大会A 10/1	国体 10/3	国体 10/6	国体 10/9	県大会A 10/13	県大会A 10/17	県大会A 10/22
チームY	2試合の 出場停止				×1	×2	○
県選抜	(×1)	(×2)	○				

◆新ルール

	県大会A 10/1	国体 10/3	国体 10/6	国体 10/9	県大会A 10/13	県大会A 10/17	県大会A 10/22
チームY	2試合の 出場停止				×1	×2	○
県選抜	○	○	○				

→ シンプル！！